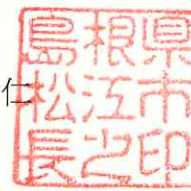


松江市告示 第 360 号

次に掲げる国民健康保険資格確認書については、紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるので無効とし、松江市国民健康保険条例施行規則第 13 条の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁



	保険者 番 号	被 保 険 者 記号・番号	無 効 と す る 資 格 確 認 書	資格確認書の 交付年月日	資格確認書を 無効とする日
1	320010	01-0110485	枝番が 4 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 8 月 1 日
2	320010	01-0110485	枝番が 5 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 8 月 1 日
3	320010	01-5030929	枝番が 2 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 8 月 1 日
4	320010	01-5033220	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 8 月 1 日
5	320010	01-5012081	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 8 月 5 日
6	320010	01-5008638	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 8 月 5 日
7	320010	01-5025609	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 8 月 6 日